

エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領

I 趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条及び感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農水省令第83号）第11条に基づき、輸入検疫においてエボラ出血熱又はマールブルグ病にかかり又はかかっている疑いのあるサルを発見した場合、動物検疫所長は保健所長を経由して都道府県知事に通知するとともに、所有者に通知の上、家畜防疫官に隔離、消毒、安楽死処分その他必要な措置をとらせることができる。本要領は、別途定める検査指針に基づき、診断されたサル及びこれに汚染された場所及び物件の防疫措置を安全かつ迅速的確に終えることを目的とし、(1)防疫措置の実施体制、(2)検査の段階に応じた防疫措置及び安全対策並びに(3)関係者の緊急連絡体制について規定する。

II 略語及び用語の定義

- (1) 「エボラ・マールブルグ」：フィロウイルス科エボラウイルス属のウイルス（ザイール、スーダンエボラ、アイボリーコーストエボラ及びレストンエボラウイルス）を病原体とするエボラ出血熱若しくはフィロウイルス科マールブルグウイルス属レークビクトリアマールブルグウイルスを病原体とするマールブルグ病又はその両方。
- (2) 「エボラ・マールブルグを疑うサル」：獣医師の届出基準に準じてエボラ・マールブルグにかかっている疑いがあると診断したサル又はかかっていた疑いがあると検案した死体。特に
 - ア 動物検疫所の遺伝子検査（RT-PCR）で陽性のサル若しくは病勢から臨床診断したサル、又は
 - イ エボラ・マールブルグにかかっているサルの発症中及び発症前7日以内にその血液や排泄物と直接接触した可能性のあるサルであって、検査により感染を否定されていないサル
- (3) 「動検対策本部」：本所に設置するエボラ・マールブルグ防疫対策本部
- (4) 「現地対策本部」：エボラ・マールブルグを疑うサルが所在する係留検査場所を管轄する支所に設置するエボラ・マールブルグ現地防疫対策本部
- (5) 「防疫措置班」：エボラ・マールブルグ防疫措置班

- (6) 「支所（長）」：動物検疫所成田支所又は関西空港支所（長）
- (7) 「検疫課長」：サルの輸入検疫を担当する支所の課長
- (8) 「他支所長」：現地対策本部が成田支所に設置されている場合は関西空港支所長、関西空港支所に設置されている場合は成田支所長
- (9) 「係留検査場所」：サルの係留検査を実施する場所。次の動検施設又は指定検査場所
- (10) 「動検施設」：支所の霊長類検疫施設
- (11) 「指定検査場所」：法第 55 条第 4 項のただし書きに規定された農林水産大臣の指定する、動物検疫所又は港若しくは飛行場内の家畜防疫官指定場所以外の検査場所
- (12) 「検疫業務従事者」：家畜防疫官、検疫責任者、担当獣医師及び飼育担当者
- (13) 「輸送関係者」：空港内作業及び輸送に従事する者
- (14) 「安全管理要領」：動物検疫所検疫等業務従事者安全管理要領（平成 19 年 3 月 14 日付け 18 動検第 1260 号）
- (15) 「検疫施設」：検疫区域及び検疫付帯区域からなる霊長類の検疫施設をいう
- (16) 「検疫付帯区域」：検疫施設の出入口、機械管理室等を含む一般に更衣・消毒を要しない区域をいう
- (17) 「検疫区域」：検疫区域更衣室、シャワー室、連絡通路（清浄・汚染廊下）、サルの係留室とこれに対する前室、解剖室、隔離室、サルの受入口、実験室等からなるサルの隔離区域をいう。更衣標準を規定する。
- (18) 「係留室」：サルを係留する個別ケージが設置された部屋。
- (19) 「動物衛生課」：農林水産省消費・安全局動物衛生課
- (20) 「結核感染症課」：厚生労働省健康局結核感染症課
- (21) 「出国検疫施設」：感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則第 4 条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件（平成 17 年農水告示第 1378 号）に掲げる施設であり、輸出国におけるサルの係留検査が実施される施設
- (22) 「手順書」：検疫要領の別紙 2 に規定するサルの検疫標準作業手順書
- (23) 「特定症状」：生存中のサルにおいて、エボラ・マールブルグの精密検査を行う起点となる臨床症状を特定症状といい、食欲不振および元気消失等の全身症状に加え、以下の 3 点を指標とする。生理的または物理的損傷による出血は含まない。

- ア 黒色タール様便又は明らかな出血を伴う下痢
 - イ 天然孔からの出血
 - ウ 皮下又は粘膜下の点状～広範な出血
- (24) 「管轄保健所長」：係留検査場所の所在地を管轄する保健所長
- (25) 「担当獣医師」：指定検査場所においてサルの健康管理を行う獣医師。
数次指定を受ける場合は専従獣医師
- (26) 「検査場所の指定を受けた者」：農林水産大臣から検査場所の指定を受けた（ている）者
- (27) 「検査責任者」：指定検査場所の検査現場における管理責任者
- (28) 「同一ロットのサル」：出国検査施設で同一検査単位として係留検査されたサル、又は同一航空機で到着したサル。
- (29) 「同一検査単位のサル」：物理的にまた飼育管理上、他のサルから隔離した状態で一定期間（通常30日間）係留検査する一群のサル。原則、前室を個別に有する係留室を最小の単位とする。同一係留室には、同一ロットのサルのみを収容する。
- (30) 「検査単位番号」：検査単位毎に付与する12桁の英数字。ANIPAS上のロット番号として用いる。
- (31) 「検査個体番号」：同一検査単位のサルの個体の通し番号であり、ANIPAS上の検査番号として用いる。
- (32) 「ANIPAS」：動物検査検査手続電算処理システム
- (33) 「レスピレーター」：HEPAフィルター濾過マスク（Powered air purifying respirator：PAPR）

III 防疫措置の実施体制

動物検査所はエボラ・マールブルグを疑うサルを発見した場合、防疫対策本部を設置して本病の防疫に当たる。防疫対策本部は、本所（横浜）に「動検対策本部」、検査を担当する支所に「現地対策本部」及びサルの係留検査場所に「防疫措置班」を設置する。各組織の構成及び分担は別紙1に規定する。

- (1) 検査課長は、輸入検査中にエボラ・マールブルグを疑うサルを発見した場合、速やかに支所長に報告するとともに感染症対策専門官に連絡する。
- (2) 感染症対策専門官は動物検査所長にその旨、報告し、動物検査所長は動検対策本部を設置する。
- (3) 前記(1)の支所長は、現地対策本部を設置するとともに検査課長を防

IV 防疫措置の実施

- (1) 「エボラ・マールブルグを疑うサル、同一検疫施設のサル及びサル由来物品に対する防疫措置」は、別紙2に従い実施する。
- (2) 防疫措置が解除されるまで、原則として、当該係留検査場所へのサルの搬入を停止する。

V 安全確保対策

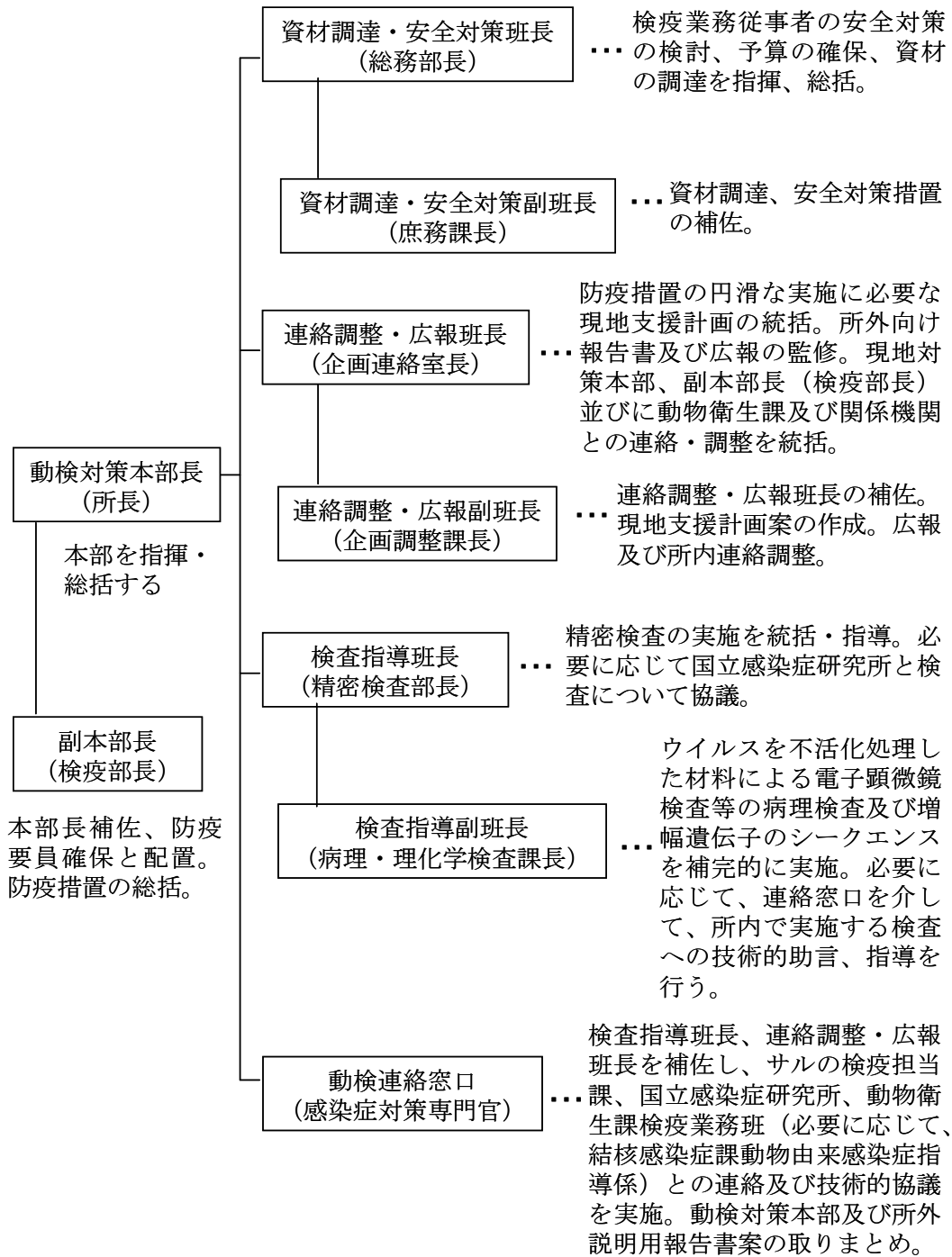
検疫業務従事者の安全対策は、安全管理要領に定めるところによるほか、「検疫業務従事者の安全対策」（別紙3）に基づき実施する。

VI 連絡・報告体制

エボラ・マールブルグを疑うサルを確認した場合における連絡及び報告は、「防疫措置に伴う連絡・報告について」（別紙4）に基づき行う。連絡調整・広報責任者は、動検対策本部は企画連絡室長、現地対策本部は次長とし、サルの防疫実施に関する連絡窓口は各々感染症対策専門官及び検疫課長とする。

エボラ・マールブルグ防疫対策本部の構成及び分担

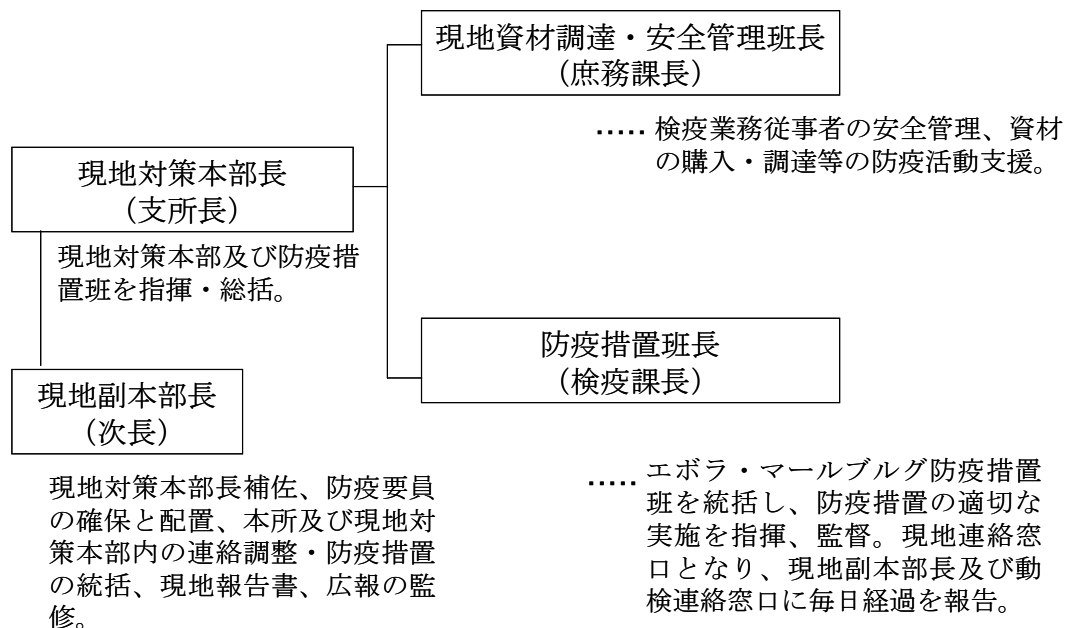
1 動検対策本部



注) 1 本部長不在のときは、副本部長がその任にあたることとし、各班長が不在の場合は、副本部長がその任を代理するか又は代理を指名し、各担当者が不在の場合は、班長が代理するか又は担当者を指名する。

2 本部長が必要と認める場合はエボラ・マールブルグ防疫対策本部組織図にかかわらず、別途担当者をおくことができる。

2 現地对策本部



- 注) 1 現地对策本部長不在のときは、現地副本部長がその任にあたることとし、資材調達等担当者が不在の場合は、現地对策本部長が指名する者がその任にあたる。
2 現地对策本部長が必要と認める場合は、本組織図に関わらず別途担当者をおく。

3 防疫措置班

(1) 防疫措置班は、サルの臨床、精密検査及び疫学調査を実施するとともに、別紙2及び3に基づき、輸入者又は検査場所の指定を受けた者（係留施設にあってはサルの飼養管理を受託した者）により、サルの輸入検疫について次の防疫措置及び安全確保措置が実施されることを確認する。なお、輸入者又はサルの飼養管理を受託した者による防疫措置では、本病の人における発生予防又はまん延防止が困難であると認めた場合には、家畜防疫官が防疫措置を実施する。

- ア 採材
- イ 臨床検査及び精密検査
- ウ 安楽死処分（指示と確認）
- エ 死亡サル及び汚染物品の処分（指示と確認）
- オ 検査材料の運搬（指示と確認）
- カ 疫学調査
- キ 資材の調達（確認）
- ク その他の防疫措置（指示と確認）

- (2) 現地对策本部長は検疫課長を防疫措置班長に充て、防疫措置の統括並びに輸入者、検査場所の指定を受けた者及び各担当への指示を行わせる。
(3) 支所長は担当者をあらかじめ指名しておく。この場合、ア～エについては、サルの輸入検疫に平時従事している者又は十分な経験を有する者を充て、特に採材については複数の者を充てる。

(別紙2)

エボラ・マールブルグを疑うサル、同一検疫施設のサル及びサル由来物品に対する防疫措置

1 サルへの対応

時機 サルの種類		(死亡又は特定症状が見られた段階)	動物検疫所のスクリーニング検査 (RT-PCR) 陽性	国立感染症研究所の 検査で確定 ^{注1)}
係留 中	(1) エボラ・マールブルグを疑うサル及び同一検疫単位のサル	<p>通常措置</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サル間の感染拡大防止のための係留室別及び個体別の衛生管理を徹底する ・ 家畜防疫官及び飼育担当者は同一検疫単位のサルへの接触を制限し、又は入室順序を最後にする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係留室への立入制限 (感染症発生を疑うため許可者以外立入禁止の標示) ・ 家畜防疫官及び飼育担当者は原則専従 ・ 入室は原則2人1組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染しているサル及びその疑いがあると診断したサル、並びに輸入者から自衛殺処分願いが提出されたサルは、CO₂、麻酔薬等の薬物により安楽死処分 ・ 上記以外のサルは感染の疑いがなくなるまで隔離し、30日間の係留期間を超える場合は、その間係留を延長。 ・ 家畜防疫官は解放時に臨床検査を実施。
	(2) 同一ロット ^{注2)} のサル ((1)を除く)			
	(3) 同一出国検疫施設由来のサル ((1)と(2)を除く)			
	(4) 同一係留検査場所のサル ((1)～(3)を除く)			
係留 予定	同一係留検査場所へのサルの搬入		同一検疫区域内への搬入の見合せ	防疫措置完了までサルの搬入停止
	同一輸出国又は出国検疫施設からのサルの輸入		同一出国検疫施設からの輸入の見合せ	同一輸出国からの輸入停止

注1) 国立感染症研究所の確認検査で陰性と判定された場合は通常措置に戻す。

注2) 発生状況により追加措置の対象となるサルの範囲を拡大又は縮小

注3) サルの病勢に応じて、適宜、スクリーニング検査陽性時の措置を採用

2 汚物の処理（対象は原則として1の(1)と(2)の同一ロット^{注2)}のサルの汚物とする）

時機 汚物の種類	(死亡又は特定症状が見られた段階)	動物検疫所のスクリーニング検査 (RT-PCR) 陽性	国立感染症研究所の 検査で確定 ^{注1)}
排気	係留室の空気が、係留室から逆流しない風向を維持。係留室からの排出空気は、原則HEPAフィルター濾過		
汚水	汚水処理設備を有し、適宜、消毒又は加熱処理後に自治体の汚水処理基準に従い排出。	・薬剤消毒（次亜塩素酸ナトリウム 0.2～0.5%（2,000～5,000ppm）5分以上浸漬）又は 加熱（80℃10分）処理後に、排出	
固形汚物 例) 糞・餌残渣	・二重密閉包装し、外装消毒の上、高圧蒸気滅菌又は感染性廃棄物として焼却処分	・検疫区域外への搬出停止。 ただし、前室にて外装消毒後、検疫区域内	
大型の廃棄物 例) 輸送箱	・薬剤消毒後、消毒布又は防水シートで外装し、検査終了まで検疫区域内保管又は家畜防疫官の許可を得て高圧蒸気滅菌若しくは感染性廃棄物として焼却処分	で直ちに高圧蒸気滅菌する場合は搬出可。 固形汚物は、採取前に薬剤消毒。	・同一検疫区域内の防疫措置が終了するまで搬出停止
サル由来の検査材料	・検査材料の残渣及びその他汚物は高圧蒸気滅菌 ・検査材料は、二重密閉包装し、検査に適した条件下で原則係留期間が終了するまで所定の場所に保管	・検査終了まで密閉した状態で所定の場所に保管。	
サルの死体	・採材後、家畜防疫官の許可を得たものは、高圧蒸気滅菌又は感染性廃棄物として焼却処分	検査終了後の材料又は死体は、家畜防疫官の指示に従い、滅菌・焼却処分	
係留室及びケージの清掃 ^{注3)}	・エアロゾルの発生を最小限に抑える方法で毎日洗浄及び消毒（通常は逆性石鹼等の消毒薬を使用） ・検疫動物の搬出後に消毒完了を確認し、記録する	・洗浄中止 ・汚染環境は0.05%（500ppm）次亜塩素酸ナトリウム又は消毒用エタノールで清拭 ・血液等で汚染した場所は0.5%（5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで消毒 ・エアロゾルの発生を防止する	・死体搬出後の汚染ケージは、消毒布及び防水シートで被い、係留室内に保管する。 ・サル搬出後の係留室は、ホルマリン燻蒸してから清掃

注1) 国立感染症研究所の確認検査で陰性と判定された場合は通常措置に戻す。

注2) 発生状況により追加措置の対象となるサルの範囲を拡大又は縮小

注3) サルの病勢に応じて、適宜、スクリーニング検査陽性時の措置を採用

参考 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条及び第29条に基づく感染症の病原体に汚染された場所等の消毒・滅菌に関する取り扱い：「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成16年1月30日健感発0130001号、結核感染症課長通知）

3 類症鑑別検査・自主検査（対象は原則として1の(1)と(2)の同一ロット^{注2)}のサルの検査材料とする)

時機 検査の種類	(死亡又は特定症状が見られた段階) ^{注3)}	動物検疫所のスクリーニング 検査 (RT-PCR) 陽性	国立感染症研究所の 検査で確定 ^{注1)}
類症鑑別検査	通常措置	採材、検査の見合わせ	感染しているサルの生材料 を用いた検査の禁止
自主検査		採材、検査の見合わせ ・未検査の材料は密封標識し て保管。	採材、検査の中止 ・上記2のサル由来の検査材 料の措置に準じる
外部検査機関（衛 生検査所又は指定 検査場所）に検査 委託している場合		検査の見合わせ ・未検査の材料は密封標識し て保管	検査の中止 ・検査済み残渣は高圧蒸気滅 菌又は焼却処分し、輸入者を 経由して家畜防疫官に作業 完了を報告

注1) 国立感染症研究所の確認検査で陰性と判定された場合は通常措置に戻す。

注2) 発生状況により追加措置の対象となるサルの範囲を拡大又は縮小

注3) サルの病勢に応じて、適宜、スクリーニング検査陽性時の措置を採用

(別紙 3)

検疫業務従事者及び輸送関係者の安全対策

業務の種類 \ 時機 (死亡又は特定症状が見られた段階) ^{注3)}		動物検疫所のスクリーニング検査 (RT-PCR) 陽性	国立感染症研究所の検査で確定 ^{注1)}
家畜防疫官 検疫責任者 担当獣医師 飼育担当者	通常措置 ・手順書の遵守及び感染防御対策の徹底	感染防護対策の徹底 ・飼育管理は給餌、給水、消毒のみとし、N95 マスク又はレスピレーターを着用 ・1の(1)の係留室入室者は他の係留室に立入らない又は当日の作業の最後に入室。 ・エアロゾルの発生を防止する。 ・最外装の防護服は、前室で脱衣し、その場で消毒又は密封・外装消毒した上で、検疫区域内で高圧蒸気滅菌 ・咬傷、汚染針・刃による事故防止に特に注意する	安楽死処分及び消毒を終えるまで、入室者は左記に加え、皮膚を露出しないよう防護服と手袋、長靴等の継ぎ目は粘着テープ等で塞ぐ 隔離中のサルの飼育管理は左記に準じて必要最低限実施する。
空港内作業及び輸送作業従事者		作業従事者の把握	作業従事者あるいはその雇用者への情報提供

注1) 国立感染症研究所の確認検査で陰性と判定された場合は通常措置に戻す。

注2) 発生状況により追加措置の対象となるサルの範囲を拡大又は縮小

注3) サルの病勢に応じて、適宜、スクリーニング検査陽性時の措置を採用

(別紙 4)

防疫措置に伴う連絡・報告について（緊急連絡：電話連絡かつ電子メールを活用した文書による通知、報告、依頼）

時機 連絡先	動物検疫所のスクリーニング検査（RT-PCR）陽性	国立感染症研究所の検査で確定 ^{注1)}	防疫措置完了
所内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部長は、サルの検査結果について、動検対策本部長及び他支所長に報告し、国立感染症研究所における確認検査を依頼（別記様式1） ・ 感染症対策専門官は、国立感染症研究所検査担当室長に検査状況を連絡し、確認検査予定を打合せて防疫措置班長に連絡 ・ 確認検査陽性時の同一ロット^{注2)}の防疫措置について協議 ・ 情報は常に動物検疫所本所、成田支所、関西空港支所の3箇所でも共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動検対策本部長は現地対策本部長及び他支所長に検査結果を通知し、安楽死処分を含む防疫措置の実施を指示 	現地対策本部長は殺処分、消毒・滅菌・焼却の措置が終了した旨を動検対策本部長及び他支所長に連絡
動物衛生課 /結核感染症課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動検対策本部長から動物衛生課長にサルの検査結果、作業従事者等に関する情報を報告（別記様式2） ・ 動検対策本部長は動物衛生課、結核感染症課を通じて国立感染症研究所に確認検査を依頼（別記様式3） ・ 動物検疫所、動物衛生課、結核感染症課等関係機関で確定後の防疫措置及び公表について協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動検対策本部長は検査結果及び同一ロット^{注2)}のサルの防疫措置を動物衛生課長に報告 ・ 輸出国への通知 	動検対策本部長から動物衛生課長に報告
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物衛生課及び結核感染症課と協議後、右記通知に準じた内容を情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策本部長は法第56条第1項に基づき保健所長を経由して都道府県知事に通知（検疫要領別記様式11-1）し、動検対策本部長と他支所長に報告 	現地対策本部長は防疫措置完了を通知
輸入者及び検査場所の指定を受けた者（サルの飼養管理又は輸送受託者を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫措置班長は、検査結果に基づき防疫措置を指示し（別記様式4）、確定時の安楽死処分等防疫措置について事前協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫措置班長は、検査に基づく防疫措置を指示（別記様式5） 	

注1) 国立感染症研究所の確認検査で陰性と判定された場合は通常措置に戻す。

注2) 発生状況により追加措置の対象となるサルの範囲を拡大又は縮小

動物検疫所長 殿
(感染症対策専門官 殿)
支所長 殿
(検疫第 課長 殿)

支所長 (現地対策本 部長)

(検疫第 課長
Tel : Fax :)

輸入検疫中のサルの検査結果報告及び国立感染症研究所への確認検査依頼について

輸入検疫中に死亡又は特定症状(全身症状を伴う出血病変)が認められたサルについて、当所で行ったエボラ出血熱・マールブルグ病(以下、エボラ・マールブルグという。)に対するスクリーニング検査の結果、陽性となりましたので、下記のとおり報告します。
つきましては、国立感染症研究所への確認検査の依頼方をお願いします。

記

I スクリーニング検査の結果と確認検査用の検体について

- 1 方法: ① RT-PCR (a) フィロウイルス科共通プライマー / (b) 型別プライマー (ア) エボラ / (イ) マールブルグ / (ウ) ザール / (エ) レスト
② その他 ()
2 結果 ア) 検査実施日: イ) 検査実施者: 支所、担当者氏名: 、連絡先 (Tel) :

	検疫単位番号	検疫個体番号	個体標識番号	検査材料	採材年月日	方法 ^{注1}	結果	確認検査用の検体
1					年 月 日			生・固定
2					年 月 日			生・固定
3					年 月 日			生・固定
4					年 月 日			生・固定
5					年 月 日			生・固定
6					年 月 日			生・固定

注1) 番号、記号を記入 (例 ①、(a))

II サルの概要

係留検査場所名及び住所:

検疫責任者氏名及びTel:

年 月 日報告

1 輸入検疫の概要		検疫単位番号		6 同一施設内でのサルの飼育状況について																										
1) 輸出国: _____ 2) 出国検疫施設: _____				<input type="checkbox"/> 1) 検疫施設内の他の検疫単位のサル 有・無 (→有の場合、次に記入) <table border="1"> <thead> <tr> <th>検疫単位番号</th> <th>サルの種類</th> <th>頭数</th> <th>出国検疫施設名</th> <th>検疫区域</th> <th>健康状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同・異</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同・異</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同・異</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			検疫単位番号	サルの種類	頭数	出国検疫施設名	検疫区域	健康状態					同・異						同・異						同・異	
検疫単位番号	サルの種類	頭数	出国検疫施設名	検疫区域	健康状態																									
				同・異																										
				同・異																										
				同・異																										
3) サルの種類(学名): _____				<input type="checkbox"/> 2) その他のサル: 検疫が終了し、又は国内で入手し、同一敷地内にて飼育しているサル 有・無 (→有の場合、次に記入) <table border="1"> <thead> <tr> <th>サルの種類</th> <th>頭数</th> <th>生産国</th> <th>健康状態</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			サルの種類	頭数	生産国	健康状態	備考																			
サルの種類	頭数	生産国	健康状態	備考																										
4) サルの頭数: _____																														
5) 到着空港 ^{注2} : _____																														
6) 到着便名 ^{注2} : _____																														
7) 到着日 ^{注2} : _____																														
8) 輸入者: _____																														
9) 仕向地: _____																														
10) 施設収容日: _____ 11) 係留室番号: _____																														
注2) 寄港地又は積替えがあった場合は、空港(国名)、便名とその発着日時も記入																														
2 死亡又は特定症状を認めたサルについて				7 その他参考となる検査所見																										
検疫個体番号	個体標識番号	係留室番号	症状 ^{注3}	症状確認日時	食欲・活力	<input type="checkbox"/> サルの発症に至る経過 <input type="checkbox"/> <i>Shigella sp.</i> の検査状況 (検査年月日、被検サル、方法及び結果) _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> 血液検査の結果 (年月日、被検サル及び項目) _____ _____ _____ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 担当獣医師の所見 (獣医師氏名: _____、緊急連絡先Tel: _____、e-mail: _____) :																								
1				年 月 日 時	減退・廃絶																									
2				年 月 日 時	減退・廃絶																									
3				年 月 日 時	減退・廃絶																									
4				年 月 日 時	減退・廃絶																									
注3) 症状の種類: ①物理的事故を除く死亡 ②黒色タール様便又は明らかな出血を伴う下痢 ③天然孔からの出血 ④皮下又は粘膜下の点状～広範な出血。(番号を記入)																														
3 サルが飼育されている区域について																														
<input type="checkbox"/> 同一係留室のサルの頭数 _____ 頭と健康状態 <input type="checkbox"/> 同一検疫単位の別室のサルの頭数 _____ 頭と健康状態																														
<input type="checkbox"/> 検疫区域内の係留室及び特定症状を呈したサルのケージの位置について: (①検疫中のサル、同一検疫単位のサル及び発症した個体の配置がわかる見取図並びに②全体施設のなかの検疫区域及び隣接敷地内のサルの飼育場所がわかる図面を添付)																														
4 飼育担当者の健康状態について																														
<input type="checkbox"/> 異常の有無 有・無 (有の場合、その人数 _____ 人) <input type="checkbox"/> 異常の種類 (症状と経過: _____) <input type="checkbox"/> 発熱の有無 有・無 (有の場合、体温 _____ °C、日時 _____)																														

<p>5 自主検査について (外部委託検査を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> 自主検査実施の状況 実施しない ・ 今後実施予定 ・ 現在実施中</p> <p><input type="checkbox"/> 実施予定又は実施中の場合、検査の中断の有無 中断した ・ 中断していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施予定又は実施中の場合、検査の種類 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託検査の場合 委託先検査機関： _____ " 担当者： _____ " 連絡先 住所： _____ 電話： _____</p>	<p>8 死亡した場合の剖検</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡確認年月日及び時刻： _____ 年 月 日 時</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡推定年月日及び時刻： _____ 年 月 日 時</p> <p><input type="checkbox"/> 剖検の有無 有 ・ 無 (有の場合は、日時： _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 死因に関する担当獣医師の所見 (獣医師氏名： _____、 緊急連絡先Tel： _____、e-mail： _____) :</p>
---	---

III 輸入サルを検疫業務従事者及び輸送関係者 (注) 備考に飼育担当者、担当獣医師、検疫責任者、家畜防疫官及び輸送作業従事者の別を記入

番号	所属及び役職	氏名	連絡先 (住所及びTel)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

IV 他の係留検査場所への同一ロット (出国検疫及び/又は航空機が同一)のサルの収容の有無 有 ・ 無 (有る場合は、次に記入)

サルの種類と頭数		係留検査場所		解放予定年月日	
輸入者名と所在地					
仕向地名と所在地					
死亡・特定症状の報告	有 ・ 無 (有る場合は検疫要領別記様式9号を添付)				

V エボラ・マールブルグ現地防疫対策本部 (支所) について 設置年月日 平成 年 月 日

動検対策本部	担当者 (副班長)	業務内容	現地対策本部	担当者	業務内容
動検対策本部長		本部の指揮・総括	現地本部長		本部及び防疫措置班の指揮・総括
副本部長		本部長補佐、防疫要員確保と配置、防疫措置の総括	副本部長		本部長補佐、動検本部・現地対策本部内の連絡調整、報告及び広報の監修
連絡調整・広報班長	()	現地支援計画、報告書監修、所内、関係機関との連絡・協議、広報			
資材調達・安全対策班長	()	検疫業務従事者の安全対策、予算確保、資材調達の指揮・総括	資材調達・安全管理担当		検疫業務従事者の安全管理、資材の購入・調達等の役割
検査指導班長	()	精密検査の統括・指導、病理検査			
動検連絡窓口		サルの検疫・検査担当との連絡・協議、報告担当	防疫措置班長		防疫措置班を統括し、防疫措置を指揮、監督、現地本部連絡窓口
防疫措置班	担当者	業務内容	防疫措置班	担当者	業務内容
ア 採材		現場にて採材実施	キ 疫学調査		当該ロットの疫学情報の調査と整理
イ 臨床検査		現場にてサルの症状を確認	ク 資材の調達		防疫措置に必要な資材の補充
ウ 精密検査		() 支所係留施設にて精密検査の準備と実施	ケ 広報		マスコミ等、外部機関からの問合せに対する窓口
エ 安楽死		現場にてサルの安楽死立会	コ 連絡調整		現場の防疫官への指示、防疫措置班長・指定検査場所の検疫責任者との連絡調整
オ 死亡サル及び汚染物品の処分		死亡サルの検査材料採取状況と汚染物品の処理の確認			
カ 検査材料の運搬		指定検査場所から検査室まで材料の確実な輸送を指示・確認			

VI 備考

動物衛生課長 殿

(国際衛生対策室長及び検疫業務班長 殿)

動物検疫所長 (本所対策本部長)

企画連絡室長/感染症対策専門官

Tel :

Fax :

輸入検疫中のサルの検査結果報告

輸入検疫中に特定症状 (死亡又は全身症状を伴う出血病変) が認められたサルについて、当所 () 支所) で行ったエボラ出血熱・マールブルグ病 (以下、エボラ・マールブルグという。) に対するスクリーニング検査の結果、陽性となりました。当該サルの検疫・検査概要、接触した可能性のある作業従事者、同一施設で収容又は同一航空機で輸送された経歴のあるサルの検疫状況及び防疫対策本部の業務分担について下記のとおり報告します。なお、陽性となった検体については、国立感染症研究所へ確認検査を依頼することとしています。

記

I スクリーニング検査の結果と確認検査用の検体について

- 1 方法: ① RT-PCR (a) フィロウィルス科共通プライマー/(b) 型別プライマー (ア) エボラ/(イ) マールブルグ/(ウ) ギャーイル/(エ) レストン
② その他 ()

- 2 結果 ア) 検査実施日: イ) 検査実施者: 支所、担当者氏名: 、連絡先 (Tel) :

Table with 9 columns: No., 検疫単位番号, 検疫個体番号, 個体標識番号, 検査材料, 採材年月日, 方法, 結果, 確認検査用の検体

注1) 番号、記号を記入 (例 ①、(a))

II サルの概要

係留検査場所名及び住所:

検疫責任者氏名及びTel:

年月日報告

Form with multiple sections: 1 輸入検疫の概要, 6 同一施設内でのサルの飼育状況について, 7 その他参考となる検査所見, 2 死亡又は特定症状を認めたサルについて, 3 サルが飼育されている区域について, 4 飼育担当者の健康状態について

<p>5 自主検査について (外部委託検査を含む)</p> <p><input type="checkbox"/> 自主検査実施の状況 実施しない ・ 今後実施予定 ・ 現在実施中</p> <p><input type="checkbox"/> 実施予定又は実施中の場合、検査の中断の有無 中断した ・ 中断していない</p> <p><input type="checkbox"/> 実施予定又は実施中の場合、検査の種類 ()</p> <p><input type="checkbox"/> 外部委託検査の場合 委託先検査機関: _____ " 担当者: _____ " 連絡先 住所: _____ 電話: _____</p>	<p>8 死亡した場合の剖検</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡確認年月日及び時刻: _____ 年 月 日 時</p> <p><input type="checkbox"/> 死亡推定年月日及び時刻: _____ 年 月 日 時</p> <p><input type="checkbox"/> 剖検の有無 有 ・ 無 (有の場合は、日時: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 死因に関する担当獣医師の所見 (獣医師氏名: _____、 緊急連絡先Tel: _____、e-mail: _____):</p>
---	--

III 輸入サルの検査業務従事者及び輸送関係者 注) 備考に飼育担当者、担当獣医師、検査責任者、家畜防疫官及び輸送作業従事者の別を記入

1	所属及び役職	氏名	連絡先 (住所及びTel)	備考
2				
3				
4				
5				
6				
7				

IV 他の係留検査場所への同一ロット (出国検査及び/又は航空機が同一) のサルの収容の有無 有 ・ 無 (有る場合は、次に記入)

サルの種類と頭数		係留検査場所		解放予定年月日	
輸入者名と所在地					
仕向地名と所在地					
死亡・特定症状の報告	有 ・ 無 (有る場合は検査要領別記様式9号を添付)				

V 他の係留検査場所における同一出国検査施設由来のサル (IVを除く) の収容の有無 有 ・ 無 (有る場合は、次に記入)

サルの種類と頭数		係留検査場所		解放予定年月日	
輸入者名と所在地					
仕向地名と所在地					
死亡・特定症状の報告	有 ・ 無 (有る場合は検査要領別記様式9号を添付)				

VI エボラ・マールブルグ防疫対策本部 (動検本部 (本所)、現地本部 (支所) 及び防疫措置班) の設置 設置年月日 平成 年 月 日

動検対策本部	担当者 (副班長)	業務内容	現地対策本部	担当者	業務内容
動検対策本部長		本部の指揮・総括	現地本部長		本部及び防疫措置班の指揮・総括
副本部長		本部長補佐、防疫要員確保と配置、防疫措置の総括	副本部長		本部長補佐、動検本部・現地対策本部内の連絡調整、報告及び広報の監修
連絡調整・広報班長	()	現地支援計画、報告書監修、所内、関係機関との連絡・協議、広報			
資材調達・安全対策班長	()	検査業務従事者の安全対策、予算確保、資材調達の指揮・総括	資材調達・安全管理担当		検査業務従事者の安全管理、資材の購入・調達等の役割
検査指導班長	()	精密検査の統括・指導、病理検査			
動検連絡窓口		サルの検査・検査担当との連絡・協議、報告担当	防疫措置班長		防疫措置班を統括し、防疫措置を指揮、監督、現地本部連絡窓口
防疫措置班	担当者	業務内容	防疫措置班	担当者	業務内容
ア 採材		現場にて採材実施	キ 疫学調査		当該ロットの疫学情報の調査と整理
イ 臨床検査		現場にてサルの症状を確認	ク 資材の調達		防疫措置に必要な資材の補充
ウ 精密検査		() 支所係留施設にて精密検査の準備と実施	ケ 広報		マスコミ等、外部機関からの問合せに対する窓口
エ 安楽死		現場にてサルの安楽死立会	コ 連絡調整		現場の防疫官への指示、防疫措置班長・指定検査場所の検査責任者との連絡調整
オ 死亡サル及び汚染物品の処分		死亡サルの検査材料採取状況と汚染物品の処理の確認			
カ 検査材料の運搬		指定検査場所から検査室まで材料の確実な輸送を指示・確認			

VII 備考

国立感染症研究所長

殿

〔 農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長及び検疫業務班長
厚生労働省健康局結核感染症課 課長補佐
国立感染症研究所ウイルス検査第I部長及び同部第1室長 〕

農林水産省 動物検疫所長

〔 企画連絡室長/感染症対策専門官
Tel :
Fax : e-mail : 〕

エボラ出血熱・マールブルグ病の確認検査依頼について

輸入検疫中に特定症状（死亡又は出血病変）が認められたサルについて、 支所で行ったエボラ出血熱・マールブルグ病に対するRT-PCR検査の結果、下記Iのとおりとなりました。

つきましては、下記IIの確認検査を国立感染症研究所にて実施していただきたく、農林水産省消費・安全局動物衛生課及び厚生労働省健康局結核感染症課を経由して、お願い申し上げます。

記

I スクリーニング検査の結果と確認検査用の検体について

1 方法：① RT-PCR

(a) フィロウイルス科共通プライマー

(b) 型別プライマー： (ア) エボラ/(イ) マールブルグ/(ウ) ザイール/(エ) レストン

② その他 ()

2 結果 ア) 検査実施日：

イ) 検査実施者： 支所、担当者氏名： 、連絡先 (Tel)：

検体番号	検疫単位番号	検疫個体番号	個体標識番号	検査材料	採材年月日	方法 注1	結果
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		
6					年 月 日		

注1) 番号、記号を記入 (例 ①、(a))

II 確認検査項目

検体番号	検査依頼項目	輸送方法	保管温度	輸送者	検体到着予定	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

III 参考 サルの検疫概要 (別添 検疫要領別記様式第9号のとおり)

サルスクリーニング検査に基づく防疫措置に関する指示書

平成 年 月 日

殿

(輸入者/検査場所の指定を受けた者^注)

農林水産省動物検疫所 支所

検疫第 課長

連絡先 Tel:

Fax/e-mail:

現在、輸入検疫を実施中の次のサルは、当支所における(エボラ出血熱・マールブルグ病)スクリーニング検査の結果が陽性でした。

つきましては、下記のとおり「エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領(平成19年4月16日付け18動検第1347号)」に従い、追加的な防疫対応を実施することを指示します。

なお、国立感染症研究所の確認検査の結果が出次第、速やかに次の措置に移行できるよう併せて準備方依頼します。

1 スクリーニング検査の方法と結果

検体番号	検疫単位番号	検疫個体番号	個体標識番号	検査方法	検査結果	備考

2 防疫措置の対象となるサル 検疫単位番号: _____

1) 輸出国		7) 到着空港	
2) 出国検疫施設		8) 到着便名	
3) サルの種類		9) 到着日	
4) 頭数		10) 施設収容日	
5) 輸入者		11) 係留検査場所	
6) 仕向地		12) 備考	

注) 動検施設にあつては、輸入者からサルの飼育管理を受託した者

記

1 係留室の立入制限

- ・当該サルの係留室及び前室は、「感染症発生を疑うため許可者以外立入禁止」と標示し、入退室を記録する。飼育管理は最低限の給餌、給水及び消毒に限定し、入室は原則2人1組とする。
- ・当該サルの係留室は厳重に隔離する。
- ・当該係留室の飼育担当者は、専従とする。他の検疫単位の係留室又は前室に入室する必要がある場合は、他の検疫単位の係留室から先に入室する。
- ・当該検疫単位の係留室に入った後はシャワーによる洗浄及び防護服の着替えを特に厳重に行う。

2 サルの搬入見合わせ

- ・当該サルと同一検疫区域内へのサルの搬入予定は見合わせる。
- ・当該サルと同一出国検疫由来のサルの搬入予定は見合わせる。

3 汚物の処理、消毒・滅菌の徹底

- ・汚水は、薬剤消毒(次亜塩素酸ナトリウム 0.2～0.5% (2,000～5,000ppm) 5分以上浸漬)又は加熱処理(80℃10分)のいずれかで処理後に排出する
- ・係留室からの空気が前室などに逆流せずに建物の外に排出されているか風向を再確認する。
- ・糞・餌残渣等の固形汚物は、薬剤消毒後に密封包装し、退室後速やかに外装消毒の上、検疫区域内で高圧蒸気滅菌する場合は搬出可。
- ・大型の廃棄物(例 輸送箱)は消毒して係留室又は検疫区域内に保管する。
- ・係留室は洗浄中止。血液等で汚染した場所は速やかに薬剤消毒(次亜塩素酸ナトリウム 0.5% (5,000ppm))する。汚染環境は、0.05% (500ppm) 次亜塩素酸ナトリウム又は消毒用エタノールで清拭することにより、エアロゾルの発生を防止する。

4 サルの検査材料及び死体

- ・サルの死体は、検査終了まで密閉した状態で所定の場所に保管する。

5 自主検査の見合わせ

- ・当該サルの自主検査は見合わせる。
- ・自主検査のために採取した材料のうち、未検査のものは密封及び標識して隔離・保管する。検査済み残渣は家畜防疫官の許可を得た上で、高圧蒸気滅菌後、処分する。

6 検疫業務従事者の安全対策

- ・感染防護対策を徹底する。
- ・エアロゾルの発生を防止する。
- ・N95 マスク(に防護面)又はレスピレーターを着用する。
- ・最外装の防護服は、係留室退室後その場で脱衣し、消毒するか、密封・外装消毒した上で、検疫区域内で直ちに高圧蒸気滅菌する。
- ・咬傷、汚染針・刃による事故防止に特に注意する。
- ・作業従事者の名簿(氏名・所属・連絡先)を再確認するとともに、作業記録を残す。体調不良等異常がないかよく把握し、発熱が認められた者については、直ちに医療機関で受診させ、医師からの指示を仰ぐ。

7 その他

- ・作業従事者に発熱が認められた場合、他のサルに異常が判明した場合は直ちに当課に連絡する。
- ・その他指示事項(必要に応じて記入または削除のこと。)

取扱い注意

サルの確認検査に基づく防疫措置に関する指示書

平成 年 月 日

殿

(輸入者/検査場所の指定を受けた者^注)

農林水産省動物検疫所 支所

検疫第 課長

連絡先 Tel:

Fax/e-mail:

平成 年 月 日付で防疫措置を指示したサルの(エボラ出血熱・ マールブルグ病に対する)確認検査を国立感染症研究所で実施したところ、
_____ でしたので、お知らせします。

つきましては、「エボラ出血熱及びマールブルグ病防疫実施要領(平成19年4月16日付け18動検第1347号)」に従い、サルの安楽死処分及び隔離並びに汚染した可能性のある物品の消毒、滅菌及び焼却処分を実施することを指示します。防疫措置にあたっては、家畜防疫官の指示を遵守願います。

また、当該サルの搬出、輸送、立ち会い作業等に従事した輸送関係者及びそれら関係者の雇用者に対し、本検査結果を情報提供し、作業従事者に発熱等の感染症を疑う異常が認められた場合には、速やかに医療機関で医師の診察を受けさせるとともに、当課へご連絡願います。

なお、①サルが(エボラ出血熱・ マールブルグ病)に感染していることが判明したからといって、直ちにその結果をもって、人への感染を意味するものではないこと、②特に、当該サルの作業に当たったとしても、標準的な予防策(手洗い、更衣、消毒)をしていれば、感染のおそれは低いことを申し添えます。

1 検査結果

検体番号	検疫単位番号	検疫個体番号	個体標識番号	検査方法	検査結果	備考

注) 動検施設にあつては、輸入者からサルの飼育管理を受託した者

2 防疫措置の対象となるサル 検疫単位番号: _____

1) 輸出国		7) 到着空港	
2) 出国検疫施設		8) 到着便名	
3) サルの種類		9) 到着日	
4) 頭数		10) 施設収容日	
5) 輸入者		11) 係留検査場所	
6) 仕向地		12) 備考	

(1) 安楽死処分の対象となるサル

検疫個 体番号	個体標 識番号	診断方法及び所見	診断	その他
			感染・疑い	
			感染・疑い	

(2) 上記(1)以外のサル:

安楽死処分及びその汚染場所の消毒終了後、疑いがなくなるまでの間(旧世界ザル:
14日間、その他のサル:21日間)、隔離

3 防疫措置

1) 係留室の立入制限

先に通知したとおり、係留室の立入制限を継続する。

2) サルの搬入停止

防疫措置が完了し、別途指示するまで、サルの搬入を停止する。

3) 汚物の処理、消毒・滅菌の徹底

- ・ 汚水は、先に通知した方法で前処理の上、施設外に排出する。
- ・ 固形汚物、廃棄物は指示があるまで先に通知した方法で保管又は処理する。
- ・ 死体搬出後の汚染ケージは、消毒布及び防水シートで被い、係留室内に保管する。
- ・ サルを搬出後の係留室はホルマリン燻蒸してから清掃。

4) サルの検査材料及び死体

- ・ 自主検査用の採材、検査は中止。検疫責任者又は輸入者は家畜防疫官の指示に従い、検査材料及び死体を適切に処理し、作業完了を報告する。

5) 検疫業務従事者の安全対策

検疫業務従事者の感染防護対策を徹底し、係留室に入室する際、防護服と手袋、長靴等との継ぎ目はすべて粘着テープ等で塞ぐ。

6) 適切な情報提供

当該サルが(エボラ出血熱・マールブルグ病)に感染していることについて、輸送作業従事者あるいはその雇用者に対し、適切に情報提供し、発熱が認められた場合、医療機関での医師の診察を受けるとともに、当課に連絡すること。

7) その他指示事項 (必要に応じて記入又は削除)